

## 京丹後市乳児等通園支援事業実施条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15の規定に基づき、子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、市が行う乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を実施することに関する必要な事項を定めることを目的とする。

### （施設）

第2条 乳児等通園支援事業を行う施設（以下「施設」という。）は、京丹後市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年条例43号）に定める認定こども園及び京丹後市立保育所条例（平成16年条例第131号）に定める保育所のうち京丹後市立大宮北保育所とする。

### （利用対象者）

第3条 施設を利用することができる者は、市内に居住する出生の日から6月を経過した乳児（法第4条第1項第1号の乳児をいう。）又は幼児（同項第2号の幼児をいう。）であって満3歳未満のもののうち、市長が認めるもの（以下「乳幼児」という。）とする。

### （利用時間等）

第4条 施設の利用は、乳幼児1人につき、1月当たり10時間を上限とする。

- 2 施設の利用の単位は、1時間とする。
- 3 同一月で複数の施設を利用することはできない。
- 4 施設の利用可能日及び利用可能時間は、京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（令和5年規則第43号）及び京丹後市立保育所条例施行規則（令和6年規則第3号）に定める開設日及び開設時間内とする。

### （利用の申請）

第5条 施設を利用しようとする乳幼児の保護者は、市長に利用の申請をし、その承認を受けなければならない。

### （利用の承認）

第6条 市長は、施設の利用定員を超えない範囲で利用を承認する。

(利用の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、又は利用を中止することができる。

- (1) 乳児等通園支援事業の対象でなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (3) 乳児等通園支援事業の利用を継続することが困難であると市長が認めたとき。
- (4) 前3号に規定するもののほか、利用が適当でないと市長が認めたとき。

(利用料)

第8条 第5条の規定による利用の承認を受けた保護者は、乳幼児が利用した月に係る利用料を、翌月の末日までに納付しなければならない。

2 利用料の額は、乳幼児1人につき、1時間当たり300円とする。

3 市長は、次に掲げる費用について、実費の額の範囲内において規則で定める額を徴収するものとする。

- (1) 食費（おやつ代を含む）
- (2) おむつ代
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の利用に係る費用であって、利用者が負担することが適當と認められる費用

(利用料の減免)

第9条 市長が必要と認めたときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条に規定する利用の申請その他の必要な手続きは、この条例の施行の日前においても行うことができる。